

## 第 433 回山形海区漁業調整委員会 議事録

日 時：令和 7 年 3 月 11 日（火）

午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで

場 所：山形県庄内総合支庁産業経済部

水産振興課 3 階大会議室

### ○ 報告事項

- (1) 第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の県公報登載について
- (2) 火光を利用した遊漁の光力制限に係る委員会指示の県公報登載について
- (3) 第 45 回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について
- (4) 明石礁に関する底びき網漁船の操業実態および今後の予定について
- (5) その他

### ○ 議 事

【第 1 号議案】 山形県漁業調整規則の改正について（諮問）

【第 2 号議案】 山形県資源管理方針の変更について（諮問）

【第 3 号議案】 令和 7 管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

【第 4 号議案】 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて（諮問）

【第 5 号議案】 小型いか釣り漁業の公示について（諮問）

### ○ 出席者

所 属	職 名	氏 名	備 考
山形海区漁業調整委員会	会 長	加藤 栄	
〃	会長代理	池田 亀五郎	
〃	委 員	鈴木 重作	
〃	〃	飯塚 厚司	
〃	〃	樋口 恵佳	
〃	〃	佐藤 一道	

〃	〃	本間 優子	
山形県漁業協同組合	総務部長 (兼) 指導課長	安藤 大栄	
農林水産部水産振興課	水産行政主査	伊澤 幸太郎	
水産研究所	所 長	阿部 信彦	
庄内総合支庁産業経済部 水産振興課	課 長	加賀山 祐	(併) 事務局長
〃	課長補佐	高橋 伸明	(併) 事務局次長
〃	月峯船長	白幡 英樹	
〃	機関長	齋藤 勝三	
〃	漁業調整主査	伊藤 寛和	(併) 書記
山形海区漁業調整委員会 事務局	書 記	齋藤 祥司	(併) 技師

○ 傍 聴 者 なし

## 1 開 会

**事務局** それでは、これより第 433 回山形海区漁業調整委員会を開会します。はじめに、本日現時点の委員の出席者は 7 名であり、委員の過半数の出席をもって成立するとする当委員会規程第 7 条第 1 項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長より御挨拶をお願いします。

## 2 会長あいさつ

**会長** お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。御存知の通り今日は 3.11。震災から 14 年が経ちました。酒田安協という団体があつて私もその役員をやっていますが、この土日に石巻市、東松島市に役員 10 名職員 2 名で被災地の視察に行ってきました。土曜日の午後に石巻市、日曜日の午前東松島市を見ってきました。石巻市は被災地復興をしている所、4 年前に出来た津波伝承館、石巻南浜マリーナというレジャー船の係船基地に行ってきました。東松島市では、当時消防団で自分も一度津波にのまれた、語り部的な方をガイドとして迎え案内していただきました。旧仙石線野蒜駅が今は高台に移転して、旧駅舎は震災の資料館として残されていて、見学してきました。

以前、岩手県は大槌、釜石、大船渡、陸前高田など、その辺り全部回りました。

その時感じたのが大槌の漁港施設が大変お金が使われているが誰も利用していない。勿体ないと思った。今回も我々と同じように指定管理者で、石巻南浜マリーナを扱っている会社ですが、指定管理のしがない。なぜなら、酒田のように陸上係船と水上係船がありますが、陸上に関しては利用率2、3割、水上に関しては利用率ゼロです。なぜ水面に止められないのか。設計ミスで水上係船設備が使えないのです。風向きによって波が入ってくるので綱が切れてしまうから。

南浜マリーナは大変立派な施設なので驚く。25トンクレーンがあり、大きい船でも繋げる。けれども海に船がほとんどいない。悪く言うと、復興予算を使い切るために、被災者や被災地に利益を出すことは二の次。まずは予算を消化するための施設になっている。あきれることを通越して、我々のように僅かな予算で業務を行っている団体からすると怒りさえ感じました。行った役員に言わせると、我々にオープン前に相談してくれたら10倍は活用できる施設に出来ると話してきました。

なかなか本当の復興はまだまだ難しいと言うことと、そろそろ復興の見直しの時期にきていると感じた。同時に山形県も日本海がいつどうなるか分からないので、もし、そんなことが起きたら本腰を入れて復興に取り組まないと、形だけで終わってしまうという怖さを感じました。

東松島市は、おもしろい所が問題になっていて、低い土地は居住禁止になり、居住禁止になった地域の方は優先的に高台に移住できるのですが、問題があり、低い土地で商売していた方は同じ業態でないと移れない。例えばラーメン屋さんは居酒屋では許可が下りない。居酒屋がラーメン屋としても同じ。したがって東松島市の場合、飲食店で移れたのは現在80歳のおばあちゃんが1軒だけで、他は却下になりました。新しい街ができるのだから新しい業態の店ができて良いと思う。良い団地を作ったが利便性が悪い。買い物に行くのも不便だと住民から苦情が出ている。いろいろ勉強になりました。

資料館や伝承館に行くと当時の映像が残っています。我々安協のメンバーは一見、屈強な人が多いのですが、映像をあちこちで見ましたが、メンタルがやられる。特に被災地の脇に建ったホテルには被害を考えるとこのホテルには泊まれない、と言う人もいました。

ちなみに石巻市は宮城県の死亡者1万人の約半数が亡くなっています。とにかく研修に行って良かったです。つらい気持ちにもなりましたが、行くことで勉強になりました。特に東松島市、個人的に無償で旅行者を案内しているボランティアがおりますので、皆さん時間があれば一度行ってみるのも良いと思う。今日は3.11ということで御紹介しました。

### 3 議事録署名委員の選出

**事務局** 次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。

では、会長、指名をよろしくお願いします。

**会長** 議事録署名委員には飯塚委員、樋口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**一同** 異議なし

**会長** それでは、議事録署名委員は、飯塚委員、樋口委員のお二方をお願いします。

**事務局** 報告、議事の前に配布資料の確認をします。配布資料に関しまして、黒いクリップ止めの資料となります。委員の方々には事前に送付した資料となります。また委員の方々には資料1を配布しておりますので御確認下さい。こちらに関しまして第1号議案で農林水産部水産振興課のほうから御説明いたします。さらに委員の方々には資料5を配布しておりますので、御確認下さい。こちらに関しましては第5号議案として新たに、小型いか釣り漁業の公示について、諮問案件で後ほど水産振興課のほうから御説明しますが、こちらを議事に追加したので次第の差し替えをお願いします。裏面の出席者名簿につきましては、伊原委員より欠席の連絡がありましたので修正してあります。なお、本日3月11日は、東日本大震災の発生から14年目にあたります。つきましては、地震発生時刻の14時46分に、1分間の黙とうを行いますので皆様の御協力をお願いいたします。時刻が近づきましたら、改めて御案内いたします。

配布資料に不足等ありましたらお知らせください。では加藤会長、進行をお願いいたします。

#### **4 報告事項**

##### **(1) 第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の県公報掲載について**

**議長** これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

**伊藤書記** 御説明いたします。資料の報告1を御覧ください。前回の委員会で発動が決まりました第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示が、令和7年2月18日付けの県公報に掲載されましたので御報告いたします。漁業関係者、遊漁船業者団体、遊漁者団体等の関係者の方にもこちらの内容につきまして例年のとおり、周知をしております。

また、今後ホームページにも内容を掲載いたします。簡単ですが以上です。

**議長** 内容等につきましては、皆さんも御承知だと思います。質問、御意見等ありましたらお願いします。それでは報告事項として了承として次に移ります。

## (2) 火光を利用した遊漁の光力制限に係る委員会指示の県公報掲載について

**伊藤書記** 御説明いたします。先ほどと同じ資料の報告2を御覧ください。前回の委員会で発動が決まりました火光を利用した遊漁の光力制限に係る委員会指示が、令和7年2月18日付けの県公報に掲載されましたので、御報告いたします。漁業関係者、遊漁船業者団体、遊漁者団体、隣県等の関係者の方にもこちらの内容につきまして周知をしております。また、今後ホームページにも内容を掲載いたします。簡単ですが以上です。

**議長** これにつきまして皆さんから御意見、御質問等ありましたらお願いします。

仕事の関係で知り合った方で国内の石油タンカーの乗組員がいる。甲板を照らすデッキライトが最近新しくなってLEDライトになったそうです。船で3食調理師が作るそうですが、魚が釣れたら持ってくるように言われているそうで、空き時間のある方が夜中とか早朝に釣りをして、賄いに行っているそうですが、ライトがハロゲンからLEDに変わったことで、魚が集まらなくなり食材の調達が困難になった、という話があった。報告まで。

## (3) 第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について

**議長** これにつきまして事務局から説明をお願いします。

**事務局** 報告3の資料を御覧ください。日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員名簿は2ページ目のおりで、本県では加藤会長が委員となっております。対面とウェブが併用の会議でしたので、加藤委員はここ水産振興課の大会議室でウェブ出席し、事務局の伊藤と私が後ろで傍聴しましたので、会議の概要について御報告いたします。

議題1の「太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示」につきまして、来年度、令和7年度からは一部が見直しとなります。具体的には、5ページ目のおり、今までは採捕上限の設定が「複数月での設定が存在」していましたが、令和7年度からは「毎月均等に設定」となります。また、大型魚のバググリミット（保有制限）が一人1日1尾でしたが、一人毎月1尾までとなります。その他、採捕報告の内容で、「尾叉長が確認できる写真」や「陸揚げ場所」、「船舶番号」などの報告も必要となります。さらに、虚偽報告の抑止策として、新たに二重認証システム（電話番号での認証）の導入や本人確認書類の提出が必要となり、委員会指示の有効期間も2年間に延びることとなります。

裏面に移っていただき、令和8年4月1日からは「委員会指示による届出制」を新たに導入するとのことでした。これは、現在はクロマグロ遊漁の全体像が不明であるため、全体像を把握する事を主な目的とするとのこと。クロマグロを採捕する意思のある遊漁者および遊漁船業者が対象となります。

委員会指示の概要は9ページのおりで、10ページには採捕上限を毎月均等に設

定した場合の表があり、毎月5トンが上限となります。この委員会指示については、委員会の開催日、2月25日付けで発出となりました。

21 ページからの「九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示」、67 ページからの「有明海ガザミに関する委員会指示」など、その他の議題については、本県は該当しないため説明を割愛させていただきます。

TAC 資源拡大に向けた検討状況について、113 ページの水産資源ごとの検討状況を御覧ください。水産庁では、漁獲量ベースで8割の魚種について TAC 管理することを目指していて、現在は7割程度まで達成しているとのことでした。今年の秋には、本県も該当する「べにずわいがに日本海系群」が TAC 魚種となる予定です。

説明は以上となります。

**議長** ありがとうございます。遊漁者のマグロについて大きな変化が出ました。反響はわかりませんが、数日前水産庁のホームページが何かに大々的に載りましたので一気に周知したと思う。これについて皆さん御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

補足しますと、遊漁者のマグロの採捕についてどうするか、今までは遊漁者団体を入れての検討会をしていなかったが、この度8名の委員からなる、専門部会が作られ、検討させました。この8名中、学識経験者が1名、漁業関係者3名、残り4名は釣り団体、日本で大きな釣り団体4つから選ばれたその役員とかです。その方は、去年の秋から決まっていたのですが、実は昨年秋の広域漁業調整委員会の席上でこの4つの団体が腹の中ではマグロを一人1ヵ月1尾ではなく、1年に1尾を提案しようとしているという情報を入手したので、これは必ず議論になりますよ、と水産庁に予告しておきました。今のマグロ持ち帰り1尾は、4つの団体が1年に1尾の提案をしたが、折衷案として1ヵ月一人1尾になったのではないかと考える。

去年の秋の委員会で言いました。いずれは太平洋と日本海の争いになると思う。日本海は多く釣れる。太平洋は釣れない。結果太平洋は遊漁船のビジネスチャンスを失っている。いずれ太平洋と日本海の戦いになると思う。酒田の遊漁者の中にも太平洋と日本海ではルールを変えるべきでは、と話す人もいます。相当大きく影響が出ている。

他に質問は（ありませんか）。あと来年度から届出制になるので、届け出をしていない方は、間違ってもマグロが掛かっても、それが30kg以上あっても放流義務がある。あくまでも届け出のある人しか捕獲できない、ということになりました。ところでこれは陸から釣る方も想定していないのか水産庁に質問した。例えば磯から釣りをしていて30kgのマグロがかかっても捕獲出来ない。水産庁は想定していなかった。来年の4月から施行になるので、広報しないとめんどことになる、と忠告はしておきました。

**樋口委員** もし御存じでしたら教えていただきたい。届け出の方法が電子フォーマ

ット、メール、アプリ（開発中）とあるが実際どういう運用で届け出になるのか教えて欲しい。

**事務局** 今の所はファックスなどを想定しています。アプリは開発中で進捗状況は随時報告させていただきます。現在はファックス、メールで報告のようです。

**議長** メールでの報告が大多数と想定しているようです。このことについて、具体的に水産振興課のほうに問い合わせなどはありますか。

**事務局** 今の所、きていません。

**議長** 遊漁船業者にとっては、何のお知らせもなく、みんなびっくりしていた。決まったことなので、あきらめている。  
報告事項4に移ります。

#### **(4) 明石礁に関する底びき網漁船の操業実態および今後の予定について**

**議長** これにつきまして、水産振興課のほうから説明をお願いします。

**斎藤技師** 報告4の資料を御覧ください。座って御説明します。

2月17日の午前中に、「明石礁に関する底びき網漁船の操業実態にかかる意見交換会」を行いました。開催に至った経緯としては、令和6年12月の委員会で、鈴木委員から「明石礁の網漁具禁止区域の拡大に関して、明石礁で操業実績のある福傳丸・(第二)漁吉丸と話がしたい」との要望があったためです。なお、福傳丸にも連絡しましたが、「明石礁の事は話したくない。全て(第二)漁吉丸に聞いて欲しい」とのことで、来てもらえませんでした。なお、鈴木委員は海区委員としての立場ではなく、漁業者(第八長寿丸)として出席しております。

第八長寿丸、鈴木さんからは、別添1、3、4ページの底曳網漁業者との協定書を作成、締結した平成29、30年ごろは、底曳網禁止区域の設定にあたり特に酒田地区の関係者から文句がたくさんありましたが、「将来的に恩恵があるはずなので少しの間我慢して欲しい」と説得して受け入れてもらった経緯があり、現在は明石礁で操業している人がいないことから、議論や協定内容の変更には適したタイミングと考えているとの意見がありました。

また、現在の明石礁は漁場としての価値が無くなっていると考えていて、別添2、5ページの明石礁の赤色部の浅い地点を保護して、この海域を「産卵場」や稚稚魚が育つ「保育場・成育場」にすれば、底曳網禁止区域の外である深場に移動した成魚を底曳網で漁獲出来るため、底曳網漁業者にとっても悪くない話と(第二)漁吉丸に説明し、「魚が住み着く場所を残すことを目的に、底曳網禁止区域を拡大して、海藻が生えている浅海域を保護したい」と要望しました。

これに対し、(第二)漁吉丸からは、「自分も浅海域は我慢しても良いかと考えて

いて、自分はここ2、3年、操業していないが、福傳丸はタイがいる時期に獲れるかどうかを確認するため、年に数回は曳いていて、その結果を教えてもらい、明石礁で操業するか決めている」とのことでした。ただ、最近魚が獲れないようなので操業していないとの意見もありました。

この意見を受けて、鈴木さんが、「底曳網禁止区域もごち網禁止区域と同じにしたいと考えているが、どうか？」と提案したところ、6ページ、別添3の赤丸のとおり、「底曳網では禁止区域“外”ですが、ごち網の禁止区域“内”から網を入れて操業することがあるので、その海域は禁止区域に含めないで欲しい」との意見がありました。また、「②、③のような、底曳網では禁止区域外だがごち網では禁止区域内の部分でも操業することがあるので、それらの部分も今までの底曳網禁止ラインと同じにして欲しい」という意見がありました。

結果として、6ページ、別添3の黄色で囲んだ区域を底曳網禁止区域として改正することとし、大型海藻の繁茂海域の大部分を禁止区域とすることで調整しました。ただ、(第二) 漁吉丸から、「禁止区域の改正は自分だけで決めることは出来ないので、福傳丸にも説明して意見を聞いて欲しい」との要望があったため、今後は、庄内水産振興課が主体となって関係者で福傳丸に説明する予定です。

以上が意見交換会の内容で、同日の午後に鈴木さんが水産研究所に行き、水研の担当者、榎研究員と相談した内容を(Ⅱ)にまとめておりますので、続けて御説明いたします。

鈴木さんから、「4ページ、別添1-2の協定書の図と5ページ、別添2の水研作成の海底地形図では、禁止区域と海底地形の配置がずれていて、どちらが正しいのか」という質問があり、水研担当者が確認したところ、4ページ、別添1-2の協定書の図がやや東にずれているとのことでした。今の状態では話がややこしくなる可能性があるため、5ページ、別添2の海底地形図にロラン情報を追記することとしました。なお、もし協定を改定する場合は図を更新する必要があります。

また、ロランについて、漁船のプロッタでは、小数点までは表示されないこともあるので、全て整数値で設定したいとの要望もありました。さらに、午前中は譲歩したが、やはり海藻が繁茂している地点は全域を保全するようにしたいとのことでした。

これについては、午前中に固まった内容からの変更となるため、(第二) 漁吉丸にも改めて説明が必要となり、関係者間で認識の食い違いがあつてはトラブルの元となるため、丁寧に進める必要があります。なお、鈴木さんの要望を取り入れた区域案は8ページ、別添5の赤で囲んだ部分となります。

今後は、8ページ、別添5における各地点の情報を精査する予定で、ロラン情報から日本測地系、世界測地系への変換作業は最上丸や月峯で作業を進めてもらう予定です。精査した資料を基に再度(第二) 漁吉丸と福傳丸に説明を行う予定です。説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。これにつきまして鈴木委員のほうから補足、お願い

します。

**鈴木委員** 福傳丸さんの返答次第ですが、池田さんに福傳丸に説明だけ聞いてもらえるように助言して欲しい。楨さんと水産振興課に説明をお願いするので、福傳丸さんを説得して欲しい。その壁を越えないことには前には進めない。

**池田会長代理** 福傳丸がこの問題を議論するのに、何が嫌で出席しないのか分からない。

**斎藤技師** 平成 20 年ごろごち網の協定で、正確には覚えていないが漁業者の意見を聞かずに、県が一方的に決めたとはいっている。それを引きずっている。その経緯から県と話し合いは出来ない、と本人は言っていました。

**池田会長代理** と、本人は言っているのに、自分が言ったところで何も出来ないと思う。

**鈴木委員** 説明だけでも聞いて欲しいと池田会長代理のほうから説得してもらいたい。

**池田会長代理** それは自分が言える立場ではないと思う。県を嫌で欠席しているとも思えない。一応は県が行けば話を聞くので。鈴木委員と話をしてみないか、くらいは言えるが。県が嫌だと言っている反面、県の人とは話をしているので、自分は腑に落ちないと思っている。

**鈴木委員** 福傳丸さんは好き嫌いがはっきりしている。池田会長代理とは親しいので聞いてくれるのではないか。進言して欲しい。

**議長** 福傳丸は海区にも言いたいことがあるようです。以前、底曳網協議会（総会の懇親会）で、池田会長代理は欠席でしたが、その時福傳丸さんが「会長に言いたいことがある」、と言われたのですが、酔いつぶれてしまい、機会を逃してしまいました。海区にも一言言いたいと、言っていたので苦手意識はあるようです。

この話は福傳丸さんと（第二）漁吉丸さんだけで良いのでしょうか。最終的に底曳網協議会に諮る話になるのでしょうか。

**池田会長代理** 今度委員になる方が協議会の副会長をやっているので、穏やかな話し合いができると思っている。

**鈴木委員** 底曳網の会長にはこの話し合いがあることは言ってありますし、この結果も報告してあります。会としてどうするのかは聞いていません。話し合いのきつ

かけを作って欲しい。

**池田会長代理** この問題については次回も出る話なので、協議会の副会長にも引継ぎができると思う。一応自分としても声掛けはしてみます。

**飯塚委員** これは協定を結んでいる底曳網団体が、禁止区域を決めることで、これは海区で話すことなのか。海区として法的に規制をかけるところまで、発展させたいという話なのか。

**議長** 現段階では漁業者間協定ですが、将来的に委員会指示になる可能性もある。

**池田会長代理** この問題は組合員、会長、みんなで話し合っただけで調印している。今の枠を変えるということは、漁業者間の同意をもらうことになる。若干でも動かすことになれば同意をもらう必要がある。

**飯塚委員** それを海区の中に入れてしまうと法的になど色々大変だと思う。漁業者間で決めて、関係している団体の協議の中で話が決めれば良いが、海区で決めていく方向性なのか。

**議長** 基本的には委員会指示にすることはできると思うが、委員会指示にまでする必要性はあるのかという問題がある。漁業者間協定で特に問題にする必要性はないという話になれば、委員会指示にする必要はないと思う。利害関係を持つ漁業者が少ない。委員会指示は多くの人に関わるもので、だからこそ一つのルールを作る必要がある、と言うもので、現在は利害関係が非常に少ないので協定段階で十分ではないのか。私の個人的な考えですが、県の方向性はどうか。

**加賀山課長** 県としても考えは会長とだいたい一緒です。漁業者間の協定で守られるのであればそれで良いのでは。説明があったように、協定の話し合いに海区も立ち会うという事になっている。

**議長** ここに善龍丸は入っていないのか。

**池田会長代理** 今のところ2艘しか操業していない。前に自分も言ったことだが、やっている人達が良ければそれが最良ではないのか。今のところやっているのは2艘しかいない。今は魚がいなくて、誰も行かないだけで、このまま保存しておくことが良いのではないかと自分は思っているが、今後魚が増えるかは分からない。福傳丸さんは昔のように魚が戻ることを期待して、月に何度か曳いていると思う。福傳丸さんには声掛けしてみます。

**議長** 宜しくお願いします。他に御意見ありますか。

**鈴木委員** 漁業者間協定で良いとなれば、あと委員会で発言はしません。前回も言いましたが、漁業者間協定で漁場が守れないがゆえに委員会指示にして欲しいと要望書を出しましたが、これはまだ活きている。なぜこの要望書が出されたのかもう一度、考えてみてください。今のままで良いのであれば、要望書は返すか、破棄すれば良い。それがあればこの海区委員会で議論している。

考え方が違うかもしれませんが、以前は明石礁という素晴らしい漁場があった。それを取り戻すために、漁業を休ませれば魚が戻ると考えている。例えば明石礁に魚が留まれば、そこから溢れた魚を底曳網は獲ることができる。そのような漁場に再生するため、魚が住みやすい漁場にするために、みんなで知恵を絞って、禁止エリアにしたりするのはどうか、と言っている。山形県の漁業にとっても悪い話ではないと思う。自分も漁師なので魚は獲りたい。獲ったもの勝ちと言う理屈も分かるが、魚が獲れない、漁場がない、限度がある。それはみんな分かっている。そこにもう一つ知恵を加える意味で、獲らない漁場があっても良いと思う。待っている漁法があっても良いと思う。みんなに理解をして欲しいと思う。

委員会指示にすることで、禁止エリアという、拘束力のある指示を出すことで、産卵し易い場所になる可能性があると思う。

明石礁ではしばらく漁はしていないとの報告であるが、実際には回数は少なくとも毎年漁に出ている人がいる。学者の話や文献をみても、底曳網が悪いわけではないが、漁場が崩壊している事例がある。山形県は狭い海域で岩礁地帯や、棲み易いエリアがある。そこに外遊してきた魚が棲み付いて、その資源でみんなの漁獲量を維持させていると思う。外遊の通過点の漁場ではなく、棲み付く漁場を作ることが今後は一つのポイントだと思う。協力して欲しい。

**池田会長代理** 少し話はズれるが、同じ漁場に何度か出ているが1週間で水温が5℃違う。水温が9℃の時の魚はタラ、ムツ、ヒラメが獲れた。5℃以下だとアカエビ、スケトウなど深い所にいる魚が獲れた。水温が違うだけで、水温だけで獲れる魚が全く違う。

明石礁に魚がいなくなったのは、水温なのか、食べるものがないから魚がいなのか、漁場の価値が無くなったから獲れないのか、鈴木委員が言っている年中、魚が留まる漁場を目指すには、まだ勉強不足だが、何十年漁師をしているが、1週間でこれだけ海が変化するのはなかなかない。明石礁そのものもこれからどれだけ変化するか分からないが、タイが居ついて溢れてくる漁場になるかもしれない。

**鈴木委員** 漁場も変化が速いので、自分もこれが正解だとは言えない。仮説で言っているだけで、明確な答えを言いにくいところはある。

もう一点、言い忘れたが、漁業者が困っている。個人的な考えで大きな問題にはなっていないが、池田さんは聞いていないかもしれないが、今度風力発電が入って

くる。漁業者が漁をする場所が無くなってしまふ。悩んでいる漁業者がいることも事実です。

**議長** 鈴木さんから明石礁を休ませる提案がありましたが、それは、延縄、底曳網、どちらですか。

**鈴木委員** 両方です。

**議長** 明石礁の東側のラインでキジハタの大きいのが釣れていました。南側のラインでアイナメが釣れていました。両方とも現在はあまり獲れていない。その原因を考えると、底曳網で獲れる魚以外も減っている。延縄で獲るから減っているのか。それとも違う原因で減っているのか。果たして、本当に漁場を休めるとなれば、網も縄も休むことが漁場回復に有効なのか。有効でないなら休む必要がないと思う。漁場を休めるのなら縄も一緒に休んで欲しいとなった場合どうするのか。その辺も心配している。

**鈴木委員** 今後の議論も必要になると思う。

**議長** みんなが痛みを分かち合うのであれば、納得も行くと思う。

**鈴木委員** 自分たちに火の粉が飛ばないように漁業者間協定があつて、利害が絡むと感情的になってしまい、物事が決まりにくい。そこに公的に高い見識をもって、ある程度長い目線でものをみて、漁場、資源を管理する。そういう見識を持てば良いのだが、その辺が無頓着な人間が多い、非常に腹立たしい。

**議長** 非常に難しい問題でもあるが、現時点では報告事項ということでこの辺にして次に移りたいと思います。

## (5) その他

**議長** その他報告事項ありませんか。

**伊藤漁業調整主査** 報告事項なのに資料がなく申し訳ありませんが、2点報告します。

一点目は、水産振興課から試験操業許可についての御報告です。御報告する試験操業許可は、水産研究所によるケンサキイカの試験操業許可についてです。内容について説明すると、3月に漁具漁法を検討するため小型イカ釣り漁業者による試験操業を水産研究所のほうで行います。使用する船舶は第十八睦丸で、操業区域は酒田沖です。酒田地区の漁業者とは調整済みで、漁獲物はすべて水産研究所に引き渡しとなります。

二点目は山形海区事務局からの御報告となりますが、火光釣りの委員会指示につきまして、令和6年に5トン以上の船舶から、5トン以上という制限の撤廃をして欲しいと要望が出ていましたが、それに対して事務局が聞き取り調査をすることになりましたが、その状況について御報告します。意見交換という形で令和7年3月に県漁協の協力もいただきながら、鼠ヶ関、由良、本所の3か所で、現状の委員会指示について、意見交換をしました。現在、内容について取りまとめ中です。次回海区で方向性も含め御報告します。

報告は以上です。

**議長** 今の報告事項について何かありませんか。

火光釣りは、現在意見聴取は終わり、取りまとめを今行っているということですね。

1目番については、試験操業について、2目番については、意見聴取の経緯、経過についての報告でした。承知下さい。

## 5 議 事

**【第1号議案】 山形県漁業調整規則の改正について（諮問）** **《資料1》**

**議長** これにつきまして（県庁）水産振興課のほうから説明をお願いします。

### 伊澤水産行政主査

～諮問文読み上げ～

ただいま諮問文を読み上げましたが、今回の調整規則の改正の趣旨は、漁業法や刑法の一部改正等に伴い、水産庁が地方自治法に基づき技術的助言の形で示しています都道府県調整規則例が改められましたので、本県の漁業調整規則も、水産庁の規則例に沿って、一部改正をしようとするものです。

水産庁が示す都道府県調整規則例の新旧対照表は資料12ページに載せております。後ほど、説明の過程で触れて参ります。

初めに、今回の調整規則改正につき、知事が委員会に対して諮問する関係規定を御説明します。

資料6ページからの関係法令をお開きください。漁業法の抜粋ですが、第57条第1項には「大臣許可漁業以外の漁業であって農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。」と規定されており、同じ第57条の第5項では、「知事は第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。」と規定されております。

次に、同じく漁業法の第119条第1項では7ページ目に移り「知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であって規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であって規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととすることができる。」と

規定され、これに続く第2項では「知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な規則を定めることができる。」としています。そして、同じ第119条第8項では「知事は、第1項及び第2項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」との規定があります。

9ページに移りまして、水産資源保護法の抜粋ですが、第4条第1項では、「知事は、次に掲げる事項に関して、規則を定めることができる。」とされており、同じ第4条の第7項では、「知事は、第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

以上が、知事が今回の調整規則改正につき、委員会に諮問をするにあたっての規定となります。

続いて、改正内容の中身について御説明しますので、資料2ページ「山形県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容について」というタイトルの説明資料をお開きください。第1の改正理由のうち、一点目、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正ですが、このうち、漁業法についてですが、第52条に3項目となる1項を加えるとする改正がなされ、令和6年7月16日から施行されています。

資料6ページの関係法令をお開きください。漁業法第52条の最後に、傍線が引かれている箇所がありますが、こちらが第3項目、昨年7月16日に施行された部分になります。読み上げますと、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」との規定が追加されております。

資料2ページにお戻りください。漁業法ですでに昨年の7月16日に施行されている事項ではありますが、水産庁の示す調整規則の例に追加がされていること、一連の手続きや規則の内容について漁業者等に適切に理解を図るため、という確認の意味で本県漁業調整規則において第48条に第2項として漁業法第52条の第3項と同じ規定を新たに規定することが改正内容の一点目になります。新旧対照表4ページにありますので御覧ください。第48条、現時点では1項しかないわけですが、新設ということで第2項目を規定することになります。

資料のほう2ページに戻ります。続きまして、第1の改正理由のうち、二点目、刑法の一部改正に伴う所要の改正ですが、刑法の一部改正に伴い、刑罰としての「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代わって「拘禁刑」を創設するとする改正が、令和7年6月1日に施行されるところですが、調整規則では第55条で「懲役」刑を規定しておりますので、刑法改正に対応して、これを「拘禁刑」に改めるものです。新旧対照表の4ページ目に、調整規則の第55条、第56条を拘禁刑に改正するものです。

資料2ページに戻り、第一の改正理由のうち三点目、文言の適正化に向けた規定の整備です。改正理由の第55条、第56条を改正するものになっているが、漁業法に定められている罰則規定においては、例えば、法人の従業者が違反行為を行った場合に、行為者本人だけでなく、その行為者と一定の関係にある法人に対しても刑

罰を科することを定める、「両罰規定」が定められておりました。今般の法改正により、両罰規定の対象となる規定においては、自然人を対象とすることを明確化するため、文言の修正が行われましたことから、調整規則の罰則の規定でも、文言の適正化を目的に、規定の整備を行うものです。

第3の施行期日ですが、以上御説明しました調整規則の改正の施行日は、第55条の懲役を拘禁刑に改める改正は、刑法の一部改正の施行日と同日の令和7年6月1日とし、それ以外は、公布日からの施行とします。

**事務局** ここで会議を一時中断いたします。間もなく14時46分から、東日本大震災の犠牲者の方々を追悼し、1分間の黙とうを行います。黙とうの間は、お手数ですが御起立いただき、目を閉じて犠牲者の方々のことを思い、祈りを捧げていただければと思います。

➡ただ今より、1分間の黙とうを始めます。

➡黙とうを終了いたします。御協力ありがとうございました。

それでは、会議を再開いたします。

**伊澤水産行政主査** 資料3ページ、第3の施行期日についてまで説明しましたので、第4の経過措置ですが、「拘禁刑」の規定の適用は、令和7年6月1日以降の行為の処罰に適用し、それより前の行為の処罰は、拘禁刑ではなく、懲役が適用されるという意味の経過措置を設けます。

最後に、第5 その他で記載しておりますが、本日お示ししました調整規則の改正につきましては、本日の海区漁業調整委員会に続き、3月18日開催予定の内水面漁場管理委員会にも諮問いたします。

両委員会からの答申後、漁業法第57条第6項、第119条第7項と水産資源保護法第4条第6項の規定により、調整規則の改正には農林水産大臣の認可を受ける必要がありますが、その過程で字句の修正等が発生する可能性もあります。その場合には、知事に御一任いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

**議長** 少し難しい説明でしたが、少し補足します。今まで懲役刑と禁固刑がありまして、一般の犯罪だと原則、懲役刑が適用される。懲役刑は労働の義務がある。それに対して選挙違反などは禁固刑が適用されることが多く、禁固刑は労働の義務はない。禁固刑の人は労働の義務はないが、労働を希望する場合は労働することもできる、と言うのが従来の懲役刑と禁固刑の扱い。それに対し禁固刑と懲役刑を一体化して、労働を必ずしも義務としない、早く社会復帰してもらうために、本人が社会に出て役立つものを積極的に勉強する機会を与える。刑務所と言うと基本的に言葉は悪いが檻の中です。ところが最近、山口県と栃木県に早期社会復帰専用刑務所がある。全国の刑務所に入っている人の中で、優秀な受刑者、教育次第によっては早く復帰できそうな人を選抜して山口、栃木の早期社会復帰専用刑務所に移すことも行われている。労働というより懲役刑の人でも勉強をさせて、社会復帰を促すこ

とど、早く社会に適合できるようにする。アパートみたいな一人部屋、お風呂トイレの付いている部屋で、一応監獄ではある。もちろんドアに施錠もされます。鉄格子もないごく普通のアパートみたいな空間で受刑生活を送りながら、社会生活を学び将来必要な自分の勉強をする。

実は自分も栃木県の喜連川という所に行って見学もしてきました。確かに一般のアパートみたいな住宅でした。大きな公団住宅が山の中にある。一般の方から見ると刑務所には見えない。国はそういう所を増やしていこうとしている。

今刑務所を変えようとしている。懲役刑で労働をするべき人がそこでは労働をせず勉強をする。社会復帰に向けた刑務所は増えてくると思う。そのような動きがあり、その一環として懲役刑と禁固刑の垣根を超えたバラエティーにとんだ刑務所生活になる。

一点思ったことだが、自分が関わった事件で長期の懲役刑の女性がいた。その女性は詐欺師でとても口が上手い。刑務官を騙すのが上手い。刑務官を騙せば勤務評定が良くなる。そうなるとう刑務所から早く出ることができる。早期社会復帰刑務所に移れる。その人が先日仮釈放で出てきました。政府の方針に逆らうわけではないが、調子が良くて、口の上手い人が早く出ることができる。それって本当に更生したのだろうか疑問に思う。不器用な人間は早く出ることには出来ないのではないかな。

ちなみに女性の早期復帰の学習の中に、ネイリストの養成コースもある。刑務所も変わったと思った。難しい説明かと思いますがこれについて質問などありますか。

**樋口委員** 改正理由のもとになる衛星船位測定器ですが、それを切ると罰則を受けると言うものですね。常時作動を命じられた者は、となっているが、山形県内で常時作動を命じられた船舶はどのくらいあるのか。

**伊澤水産行政主査** 大臣許可の中でさらに命ぜられている者ですが、数量としては把握しておりません。この規定ですが、第57条の規定により知事許可漁業においても対象となっているので、現時点でいないからと言って、規定の要請をしない訳にはいかない。

**議長** ちなみに、(第二十八) 廣徳丸は付いていますか。

**池田会長代理** 付いています。エンジンをかければ直ぐに電波が飛ぶ仕組みになっている。基地局は新潟の水産庁(漁調)にある。2回くらい(禁止区域に)入っていると、組合に連絡がきた。0.25(マイル)だったか面舵回しと取り舵回しで網を置いたら連絡がきた。何十年も、ここで漁をしているが、こんなことは初めてです。以前水産庁にいた方には、何も言われなかった。0.25(マイル)その分ずらして漁をするように言われた。航跡が分かるのか、夜走って飛島の脇を通って漁場に向かうが、次の日の朝、自分の航跡を見るのだと思う。

機械は水産庁から、直接、電気店にきて設置から全部してくれる。自分で機械の

電源を切ることはできない。エンジンをかけると電波が飛ぶようになっている。

**議長** 先日、事務局と打ち合わせをしたときに、その話になった。自分で電波の発信を止めることはできないのですね。

**池田会長代理** もう一つ、AIS という機械がある。それは電源を切ることができる。危ないと思ったときスイッチを入れるとフェリーでもよけてくれる。ただ普段は位置情報を出したくないので、電源を切っている。

**議長** 何らかの方法で位置情報を止めてはならない、ということですね。

**池田会長代理** 水産庁から来ている機械は絶対止めることはできない。

**議長** 発信装置を金属の板で覆うなどをすると発信しないのではないか。その機械にもヒューズがついているから抜けば止まるのではないか、とか考えていました。でも、エンジンをかけると電源が入るということを知ることができ、疑問に思っていたので良かったです。他にありませんか。

**佐藤（一）委員** 漁業調整規則に関連して特別採捕許可についてですが、いずれ検討の余地があれば、事務局と担当部署で検討していただきたいと思っている。今、本業のほうで、海藻の調査の仕事が増えてきている。藻場を保全しようとか、最近ではブルーカーボンの促進。これは水産庁ではなく、国土交通省が推進して全国の港湾でやっている。今、酒田北港でも5社の団体が取り組んでいる。そのうちの4社のモニタリング調査を請け負っている。公的機関だと海藻の採取で漁業調整規則ではなく、対応方針の中に研究機関、教育機関、NPOなどの記載はあるが、民間の一般企業が許可をとって採捕行為ができない方針になっている。該当する機関がブルーカーボンや藻場を保全する活動など採捕行為ができない。不便だと思っています。海藻の調査をするときは、1メートル、50センチ、25センチの方形枠を使って海藻の評価をする。おおよそ、どんな海藻がいて密度があるのかを調査する。今のブルーカーボンの促進では、J-クレジットで海藻の量を特定してそれをお金に換算して、一般企業がブルーカーボンクレジットとして購入するという仕組みがある。その量を測る時に機関の協力を得ないと全くできない。これまで民間でやっていた所でも1本でも2本でもある程度分かるので、持ってきて欲しいと言われるが、原則ダメでした。断るしかない。例えば、特別採捕許可を海藻に限定して公益性のある事業であれば許可をするなど、規定から少し削除できるような必要性があるのかどうかを検討して欲しい。あまり拡大解釈して少しなら1本2本なら良いとは法律上言えない。漁師さんは優しいので良いとは言ってくれるのですが、それは悪いわけで、採ってこないようにしている。今の調整規則も対応方針もいつ頃決まったものなのか分からないが、確か平成20年くらいに磯焼け検討会議があり、それが環境生態系

の事業になり、藻場保全事業がテーマとして繰り広げられている中で、今、ブルーカーボンという、温室効果ガスを抑制する取り組みをしようと、今、旬なカテゴリーの生き物になるので研究材料にもなる。水産振興に役立つ、社会的に役立つのであれば、是非とも規制を緩和していただける手段はないのか、個人的な実体験を含めた話で、この場で議論をするという事ではなく、関連した漁業調整規則の中で漁業調整に関する命令ということで出てきたので、持ち帰って検討していただきたいと思い発言した。

**議長** 県の漁業調整規則には研究のためにという条文があったような気がしますが。

**伊澤水産行政主査** 第45条の条文を紹介させていただくと、試験研究、教育実習、または増養殖用の種苗の供給については適用しない、となっている。

**佐藤（一）委員** 規則上はそうなのだが、そこからさらに対応方針にいくと、おそらく漁業調整規則の中には出てこないが、ここでガードがかかっているのでやれない。

他県の話ですが、富山に海藻の調査に出向いたとき、富山県では民間の会社はダメというようなことはなく、「申請しなければいけない」、と大きく書かれていて、細かいことは書いていない。

**伊藤漁業調整主査** 特別採捕許可については漁業調整規則第45条の規定に基づいて、海面の取り扱い、運用方針を定めていて、許可の対象となる試験研究などその他、知事が適当と認めた内容についても対象となっている。その対象者につきましても、官公庁、教育委員会などその他、知事が適当と認めるものも対象となっている。これまで担当した事例を申しあげると国交省のブルーカーボンの事業を酒井鈴木工業さんが請け負うなど、民間企業が出しているものもある。個別に公益性を判断して、官公庁でなくとも、民間企業でも認められる可能性もあります。

**佐藤（一）委員** と言うことは、民間企業も制限されるものではない。

**伊藤漁業調整主査** 今までも、国、県の委託事業なりを、確認したうえで、添付資料、計画書、を付けていただいたうえで、その他知事が認めるものとして許可するようになっている。

**佐藤（一）委員** 審査などはどう決められていくのか。便利なのでやってみたいと思っている。

**議長** 許可を出すのは知事の裁量になっている。あまり細かいことは定めていない。

**佐藤（一）委員** 以前、対応方針を見た時一度断られたことがあった。知事が必要と認めた時云々とあるので、これに当てはまらないのかと思った。拡大解釈をすると誰でもお願いできるものであって、どこで線を引くのかという問題もあると。

**議長** 基準が必ずしも明確ではないので、似た様なケースで許可になったり、ならなかったりしていた。

少し違う話にはなるが、農業関係で、農業振興地域の水田で開発許可は下りない。仮に開発許可をするのが民間の株式会社であってもその会社の製造設備を作るのは、許可は下りない。その会社の商品開発の研究施設を作るのは許可する。研究の一環として、試作品を作る小さい工場なら良いのか。売るための商品を作る工場はダメだが、研究のための試作品を作る小さい工場なら良い。よく分からないが公益性のある研究開発の工場だと許可になり、一般の商品だと許可は下りない。微妙なさじ加減があるらしい。参考まで。

**佐藤（一）委員** 申請に行くと思いますが、ガードを敷いておいたほうが良いと思った。例えばサザエの研究をするので100個持っていきたいなど認められるようなものでもないが、書いてはないので、どこかガードがあったほうが良いと思う。

**議長** 先ほどの例はかなりいい加減な例で商品はダメだが試作品ならいい。宿泊施設は作ってはいけないが、研究者、研究を見学に来る人を泊める施設は作っても良いなど、いろいろな問題が出ているのが今の実態のようです。ずるい言い方にはなるが、公益性のある研究だということを押すと許可が下りやすいという話を聞いたことがある。

他には質問などありませんか。1号議案について質問などありませんか。異論ないですね。

**一同** はい。

**議長** ではこちらのほうで諮問に対する回答としたいと思います。

**【第2号議案】山形県資源管理方針の変更について（諮問）** **《資料2》**

**議長** これにつきましても水産振興課のほうから説明をお願いします。

**加賀山課長** 資料2を御覧ください。

～諮問文の読み上げ～

担当から説明させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

**斎藤技師** 始めに、国の資源管理基本方針と都道府県の資源管理方針の別紙の定め方について御説明したいと思いますので、一番最後、51ページの、A3の資料

を御覧ください。

上の方の囲みを御覧いただきますと、黄色く塗っているのが国の資源管理基本方針になり、下の緑が都道府県の資源管理方針となります。

黄色の国の資源管理基本方針には、水産資源の別紙が別紙2から始まりまして、別紙2は特定水産資源、いわゆる TAC 魚種です。この特定水産資源についての資源管理方針を定めるのが別紙2となり、「するめいか」や「くろまぐろ」などがこれにあたります。

今回、別紙に追加する「ぶり」がこれにあたり、国の別紙2に定めた魚種を都道府県で定める場合は、都道府県資源管理方針の別紙1に記載します。項目としては資源管理の目標は国が定めるため、県では記載しないこととなります。そのほか、TAC 魚種ですので、TAC の配分についての考え方などを定めることとなります。

ページの下の方の囲みの方に記載しましたが、今回、国の別紙2にぶりを決めましたので、すでに定めていた県の別紙3は廃止となり、県の別紙1に移行することとなります。県の別紙3に関しては、後ほど御説明いたします。

続きまして、国の基本方針の別紙3には、特定水産資源以外、TAC 魚種以外の水産資源の資源管理方針を定めることとなっています。

今回、別紙に追加する「あかがれい日本海系群」がこれにあたります。国の別紙3で定められた魚種については、県の資源管理方針では別紙2に定めることに決まっています。こちらも国が目標を定めるため、県では定めません。こちらは、TAC 魚種ではないので、TAC の配分についての考え方などは定めず、漁獲可能量による管理以外の手法による管理等の項目を定めます。

参考まで、県資源管理方針の別紙3に関しては、一番右の破線で示すように、国が別紙に定めていない水産資源を、都道府県がその資源管理を行うにあたって方向性などを定める場合は、別紙3に記載することとなっています。具体的な特徴は、「特定水産資源（TAC 管理の対象となる水産資源）では無い」こと、「国の研究機関において一定水準以上の資源評価が実施されている資源では無い」こと、「地域の重要水産資源や資源管理協定を締結するために必要な資源が含まれる」などです。そのため、別紙3は地域ごとに異なる資源が含まれていることがあります。

このようなルールで水産資源を別紙に定めることになっています。

それでは、変更案について御説明します。2～6ページに新旧対照表を、8～43ページに溶け込み版の変更案を載せております。なお、水産庁が指定した様式に基づき作成し、内容については2月4日に水産庁から事前確認を受け、了承を得ております。

2ページの新旧対照表を御覧ください。山形県資源管理方針としまして、第1～第7までは変更ございません。第8としまして、個別の水産資源についての具体的な資源管理方針、こちらが変更になります。特定水産資源などについての具体的な資源管理方針は別紙に決めていくこととなりますので、今回あらたに別紙1～10に

「ぶり」、別紙2-3に「あかがれい日本海系群」を定めることとなります。先ほど御説明したとおり、別紙3-1に定めていた「ぶり」は別紙1-10に移行することに伴い、別紙3-1を欠番としました。

なお、ここに定める特定水産資源の名称については、国の基本方針で定めているものとなります。

2ページ目の下の、別紙15は、既に特定水産資源として設定している「すけとうだら日本海北部系群」なのですが、第4項の「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」の手繰(てぐり)第一種漁業の漁獲努力量が現行では3ページ目のとおり46隻となっています。現在の知事許可隻数が28隻であり、現状の値とは乖離していることから、数値を見直しました。新規の許可申請があった場合に備えて、多少の余裕を持たせて35隻に設定しました。

次に、別紙1-10としまして、「ぶり」と定めます。第2の「知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」について、1 山形県ぶり漁業としまして、山形県でぶりを獲る漁業を総じて「山形県ぶり漁業」として定めております。

(1)の「当該知事管理区分を構成する事項」について、①の水域を「②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域」としております。②の対象とする漁業を「山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する全ての漁業」としております。③の漁獲可能期間は周年です。

(2)の「漁獲量の管理の手法等」について、「当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで」としました。

第3の「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」について、「全量を山形県ぶり漁業に配分する」としております。

第4の「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」について、水産庁の事前確認において指示があり、以前の別紙3-5で記載していた内容の一部を記載しました。

ぶりに関しては昨年6月に別紙1-9で定めた「まだら本州日本海北部系群」と同様に「ステップアップ管理」を導入しているため、第5の「その他資源管理に関する重要事項」にその旨を記載しております。「ステップアップ管理」とは、44ページ参考資料のとおり、ステップ1~3があり、3年をかけて段階的にステップ3に移行します。ステップ3では、他魚種と同様に採捕停止命令を伴うTAC管理を行います。今回は、ステップ1のTAC報告の義務化の段階で、各県へ具体的な配分数量は設定せず、漁獲をTACの内数として漁獲量報告の体制づくりを確立することとした。本系群に関する内数については、この後の第3号議案で御説明いたします。

先ほどの資料、新旧対照表に戻っていただきまして、次に、4ページの下に別紙2-3としまして、「あかがれい日本海系群」と定めます。内容については、別紙2-2の「まがれい日本海系群」と同様としております。

5ページ目では、先ほど御説明した「ぶり」についてです。委員の方々に資料を発送したのは2月28日で、その時点では資源管理基本方針が改正されていなかったの

で日付は空欄となっております。その後、改正は3月7日に行われたとの連絡がありましたので、お手数ですが35ページの溶け込み版とともに各自で記入をお願いいたします。よって、令和7年3月7日の資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1-10に規定したことから、別紙3-1については削除し、欠番としております。

参考まで、今回、定めた魚種に関する国の資源評価に関する資料を45ページ以降に添付しておりますので御確認下さい。

なお、この変更については、TAC魚種が増えるたびに行う作業で、全ての都道府県で同様の変更を行っております。今後も、ベニズワイガニなどの魚種がTAC魚種に設定される予定で、定められたら、その際も同様の諮問を行うこととなります。

また、水産庁への県資源管理方針の承認申請の締切りは3月18日ですので、本日、方針変更の承認をいただけた場合は、水産庁へ変更承認申請の手続きを行う予定です。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**議長** ただ今の説明について質問、意見等ありましたらお願いします。

**鈴木委員** 「ぶり」は出世魚になるがサイズなどの規定はありますか。

**議長** 「ぶり」という魚種全部を言っていると思う。

**斎藤技師** イナダ、ワラサ、アオコも全部です。

**議長** 今回アカガレイも入ってきましたが、県内の漁獲実績はどのくらいか分かりますか。

**斎藤技師** 去年ですと24トン、おととして14トン、平均で15~16トンくらいです。

**議長** 漁場はどのあたりですか。

**池田会長代理** 前タラ場。水深は150から160尋。季節にもよるが180尋ぐらいのこともある。

**議長** 深い所ですね。それは専門漁師がいるのか。

**池田会長代理** 専門はいない。タラを獲りに行って入るとか、カニ漁に入るなど混獲です。

議長 エビなどとは、水深は違いますか。

池田会長代理 エビ曳はビラ網なのであまり入らない。

飯塚委員 タラ、カニの漁に今の時期に入ってくる。

議長 値段は良いですか。

池田会長代理 1キロ400円くらいですね。

議長 これも 県内の消費が少ない県外需要の多い魚種なのでしょうか。漁協さんでは行先など分かりますか。

安藤部長 南のほうに行く。新潟、富山方面に行っているようだ。

議長 山形県では食べる人はいるのか。

本間(優)委員 普通に庄内浜産としてスーパーで売っている。クチボソよりも安くお手頃価格で売っている。おいしいので我が家では定番です。

議長 新潟県では高く売っていきそう。新潟県では人気がある。

本間(優)委員 マガレイなどは三陸産とか出ているが、アカガレイは庄内浜産が出ている。

池田会長代理 福井のほうで海底耕耘をやったらアカガレイが獲れるようになったと聞いた。庄内で24トンも獲れるとは驚いた。

議長 ちなみに本間委員はどういった調理法で食べますか。

本間(優)委員 もちろん焼きです。煮てもおいしいカレイもありますが、クチボソよりは劣るかもしれないが満足できる。

議長 新潟のほうは一夜干しが多く売っている記憶がある。山形と新潟では同じ魚種でも食べ方が違う。新潟県では値段が高かった気がする。

本間(優)委員 山形では一夜干しはない。

議長 今まではクチボソばかりが注目されていたので、アカガレイが注目されなか

ったのかもしれない。

他にはありませんか。こちらの内容について相当であるということで諮問案件なので、回答したいと思います。よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 次に移ります。

**【第3号議案】令和7管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）** **《資料3》**

議長 これにつきましても水産振興課のほうから説明をお願いします。

加賀山課長 資料3を御覧ください。

～諮問文の読み上げ～

担当から説明させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

齋藤技師 2、3ページ目のおり令和7年1月9日に「くろまぐろ」、令和7年2月17日に「すけとうだら、するめいか、ぶり」について、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知があったことに伴い、4～8ページのおり山形県における数量を定めております。

4ページ目に「くろまぐろ（小型魚）」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。知事名の後の方に具体的な内容について記載しておりますので、御覧ください。「くろまぐろ（小型魚）」、小型魚とは30kg未満のものを言います。これに関する令和7管理年度、こちらは令和7年の4月1日から令和8年3月末日までの期間を言います。この令和7管理年度における数量、漁業法第16条第1項に定める数量について、農林水産大臣から本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、2ページ目のおり「28.3トン」と通知がきております。山形県資源管理方針では、別紙1－3で「山形県くろまぐろ（小型魚）定置漁業」および「山形県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を漁船漁業で「28,100kg、28.1トン」、定置漁業で「200kg、0.2トン」と定める案とさせていただきます。

5ページ目に「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。

「くろまぐろ（大型魚）」、大型魚とは30kg以上のものを言います。これに関して、本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、2ページ目のおり「27.8トン」と通知がきております。山形県資源管理方針では、別紙1－4で「山形県くろまぐろ（大型魚）定置漁業」および「山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を漁船漁業で「27,700kg、27.7トン」、定置漁業で「100kg、0.1トン」と定める案とさせていただきます。

6 ページ目に「すけとうだら日本海北部系群」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。「すけとうだら日本海北部系群」に関して、本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、3 ページ目のとおり、過去実績の漁獲量が少ないということで、「現行水準」と通知がきております。山形県資源管理方針では、別紙1-5で、山形県では「すけとうだら」を獲る漁業を総じて「山形県すけとうだら漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定める案とさせていただきます。

7 ページ目に「するめいか」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。「するめいか」に関して、本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、3 ページ目のとおり、こちらも過去実績の漁獲量が少ないということで、「現行水準」と通知がきております。山形県資源管理方針では、別紙1-6で、山形県では「するめいか」を獲る漁業を総じて「山形県するめいか漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定める案とさせていただきます。

8 ページ目に「ぶり」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。先ほどの第2号議案で御説明したとおり、「ぶり」は「ステップアップ管理」としており、17 ページのとおり全国の知事管理漁獲可能量は10万1千トンであり、3 ページのとおり本県に定められた都道府県別漁獲可能量は「10万1千トンの内数」と通知がきております。知事管理区分に配分する数量ですが、「山形県ぶり漁業」で「10万1千トンの内数」と定める案とさせていただきます。なお、「ぶり」については、15 ページのとおり令和7管理年度の期間が2パターンあり、1パターン目が令和7年4月1日～令和8年3月末までで、2パターン目が令和7年1月1日から令和8年6月30日までとなっており、本県の期間は令和7年4月1日～令和8年3月31日までとなっております。

9～17 ページは参考資料として、該当魚種における水産政策審議会の資料を添付しましたので御確認ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**議長** ただ今の説明に対しまして質問等ありましたらお願いします。

**鈴木委員** 教えて欲しいのですが、「ぶり」の10万1千トンの内数とはどういうことなのか知りたい。

**斎藤技師** 全国で10万1千トン獲れるが、全国でそれを合計して、越した場合でも、罰則は何もない状態です。現在は漁獲量の報告を義務化する段階。あくまでも、水産庁で目安とする数字です。

**議長** 他にありますか。個人的な意見になりますが、するめいかが減っているのに、実績が少ないから現行水準にすると言う。残り少ないイカをどんどん獲ってし

まえば絶滅危惧種になるのではないかと心配しております。これはTAC管理になるのでしかたがないことなのですか。

**斎藤技師** TACに数量が提示されるのが8割以上の漁獲を占める上位5県となる。シェア率の低い県は現行水準となり、実質規制がないようになっている。

**議長** 上位5県に関してすでに昨年実績より多くなっている、と言う報道を見た。全体としては資源が減っているにも関わらず、実態を絞り込めないでいる。

**斎藤技師** 先ほどの会長の指摘に関して、13ページにするめいかのTACの推移が出ています。令和6年度79,200トン、令和7年度では19,200トンと大幅に減少しています。昨年の実績は下の表にある15,705トンです。

**議長** 今年の案も去年の実績を越えているわけで、去年獲れなくて苦しんでいたのに、それを越える案を出すのは本当にTAC管理になるのか。そんなニュースがあり疑問に思った。何のためのTACなのか。

**樋口委員** データーが出てからTACに反映されるまで2年かかるのですよね。

**議長** 漁獲実績から考えるとそうなりますね。6年は5年よりも減っているの。去年は最悪でした。最悪なのに獲れるはずのない数字まで獲って良い、と言うのは不思議だという意見もあった。もちろん規制したらしたで漁業補償の問題もある。そのお金はどうなのか。去年以上に多く獲らないとやっていけない。それでイカは大丈夫なのか。本当にイカがいなくなると漁師もだが加工業者も共倒れになってしまう。そんなことになる大変なことになる。不安に感じている。国はどう考えているのか。

**樋口委員** 先日の学会でTAC管理の問題点の話が出ていたが、データーを集計してからTACに反映されるまで2年は長いという話が出ていた。データーを集計しているのは都道府県で、実際のところ人手不足という話がでた。今よりスピードアップするのは難しいという話でした。

**議長** データーはまとまっているので難しくはないと思う。

ブリに関してだが全国的に見ると増えている。山形県を見るとブリは増えていない。横ばいでもなく、減ってきているように感じた。漁協のブリの水揚げはどうか。

**安藤部長** 去年は増えている。イナダもブリとして数える。定置網に入るが今年度の寒ブリは時化のため漁が出来なかった。

**斎藤技師** ブリ類の漁獲量は昨年に関しまして124トン、令和5年に関しましては178トン、その前の年は124トンのような感じです。

**議長** 全国の数字を見ると、増えてきているが山形県は獲れていますか。昔はもっとイナダ、ワラサが獲れていた記憶がある。釣り人が釣れなくなっただけの話なのか。

**安藤部長** 10年位前自分は豊浦にいたが、その当時から一番獲れていたと思う。

**議長** 昔は食べきれなくて、近所に配った記憶もある。配り切れないほど釣れた。最近ではめっきり針に掛からない。

**池田会長代理** 漁師としては、近年漁船も減っている。商売として曳き釣りしていいのは、酒田では1艘か2艘だと思う。ほとんど見えなくなっている。

**議長** 10年前は、多く獲れたが10年前に比べると少なくなった。全国的には変わっていないみたいだが。

**池田会長代理** 昔と比べて変わっていることがある。アオコがめっきりいなくなった。7月頃アオコがないが、イナダ、ブリは獲れるので、アオコの場所が変わっていると思う。

**議長** 夏にアオコとナスを煮つけて食べるという酒田の食文化が消えてしまっている。寂しい感じがする。

山形県漁協にすればなんといってもスルメが大事なので増やそうとしない資源管理方針でいいのだろうか。個人的には3年くらい徹底的に休業補償を出して休んでいただき、3年後に増えたイカが獲れば良いと思う。経営が楽にならず心配です。ベースには政府の方針があるので山形県だけではできない話で、広域漁業調整委員会などで議論できれば良いとは思いますが、そういう発言は出てこない。広域漁業調整委員会ではマグロの話が多く、これだけ減ってきているのにイカの話が出ない。マグロは増えているのに、広域漁業調整委員会のウエイトがマグロばかりに偏っていて良いのか疑問に思うが、国の方針に逆らえないわけではないが、独自の路線は難しいと思っている。

鈴木委員はイカを止めたわけだけど、どう思っているか聞きたい。

**鈴木委員** イカに関して基本的に、実質的な漁獲枠として13万(トン)個くらいの配分はあるが、マグロで感じたことは、管理するがゆえに、基本方針を出したが、日本は多過ぎる漁業形態があるので全て一緒にはできないので、地方に管理をさせ、現在は県に管理させる中で、今度はマグロに依存している地域は、国にプッ

シュして国の方針を変えようとしている。ただそうでない地域は常に指示待ちをしている。が、ゆえに国に翻弄されている。数字の配分でただ時間を費やしている。これがマグロ漁師の現状だと思う。

TAC 管理をするうえで国の方針を尊重する必要はある。ただ運用に関してもっと強く地方がどうするのか、ストレートに言っても良いと思う。今、水産庁は聞く耳を持ってきている。そこをどうすれば良いのかを、単年でなく何年もかけて言い続けることで何らかの答えが見えてくると思う。一番問われるのは地方の意欲、そこでTACの管理方法が変わってくると思う。

例えばですが、マグロでマスコミに叩かれた地域がある。そこは議員なども使い、相当頑張ったという事例がある。今後ブリ、スルメイカなどは今後将来的に県の事例なども踏まえながらセッションする必要があると思う。

**議長** スルメイカの減少ばかり目立つが、山形県のヤリイカも少なくなっていると思う。昔は春に飛島沖からどっと押し寄せた。ヤリイカの箱が漁協にどっと積み上げられた。今はあんなに獲れませんよね。

**安藤部長** 今はそのような風景は見ない。

**議長** それも10年以上前の光景ですよ。ヤリイカの減った原因は分かりませんか。前はかなり飛島の売り上げにもなった。ヤリイカの水揚げも減り困っていると思う。

マグロは広域漁業調整委員会では沖縄から意見が出る。もっと獲らせて欲しいと意見が出る。沖縄だとマグロの漁獲量がかなり占めると思う。山形でも全盛期の漁獲量に比べると少ないが、現実問題として議論してほしい。イカもこのままで良いのか、大事な問題だと思う。

それでは諮問案件ですので皆さん異論がないということで承認ということで回答したいと思います。

**【第4号議案】 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に關する取扱いについて（諮問）** **《資料4》**

**議長** これにつきましても諮問案件ですので水産振興課のほうから説明をお願いします。

**加賀山課長** 資料4を御覧ください。  
～諮問文読み上げ～

申し訳ございません。諮問文に間違っている所がありましたので訂正させていただきます。特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度を令和7管理年度に訂正させていただきます。続けます。

～諮問文読み上げ～。

詳しい説明を担当からさせていただきますので御審議よろしく申し上げます。

**斎藤技師** 2ページ目の別紙を御覧ください。クロマグロの資源管理につきましては、背景に記載のとおり国際的な管理で国ごとに漁獲枠を設定しておりまして、それを各国で管理して、マグロの資源管理を行うこととしていますが、一方で令和2年12月施行の改正漁業法から、漁獲可能量を定める時は、農林水産大臣は水産政策審議会の意見を、都道府県知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされております。水産庁では、クロマグロの漁獲可能量の繰越による追加配分や融通による配分変更については、手続きの迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会に配分方法等の案をお示しして、了承を得たうえで配分を実施して、審議会へは事後報告による対応を実施しています。本県も令和6管理年度につきましては、同様の形で対応させていただきました。

令和7管理年度における取扱いにつきましても、同様に迅速に対応を行う必要がありますので、前年度同様、配分を3にお示ししたとおり、海区漁業調整委員会の了承を受けたうえで、配分を実施した直後の委員会において報告を行う対応としたいというものでございます。

3ページ目の令和7管理年度における農林水産大臣からの追加配分及び融通による知事管理漁獲可能量の変更について」でございますが、漁獲可能量の知事管理区分への配分につきましては、資源管理方針の別紙1-3及び1-4に配分の基準を示しておりまして、くろまぐろの小型魚、大型魚ともに、本県に配分された漁獲可能量のうち、混獲管理のための漁獲可能量を「山形県くろまぐろ定置漁業」に配分し、残りの全量を「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分することとなっております。そのため、追加で配分された全量を「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分することとしたいと考えております。

また、県内の関係漁業者の要望によりまして、融通に係る協議を行った結果、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の融通の通知を受けた場合には、その結果に基づき速やかに知事管理漁獲可能量を変更したい、というもので令和7管理年度も引き続きこの取扱いでお願いしたいということでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**議長** 以上の説明につきまして皆さんから意見、質問等ありましたらお願いします。

**鈴木委員** 管理について県内の配分ですが考え方を確認のため再度聞きたい。

**斎藤技師** 小型魚に関して県と漁協のほうで、案を作成してマグロの代表者の会議に示しているが、小型魚に関しては漁獲実績、各地区の承認隻数、操業実績のある船を報告していただいて、その割合をもとにしております。

大型魚に関しては各地区の漁獲実績をもとに漁獲割合を算出してそれを均等に按分しております。

**鈴木委員** 漁獲実績のない場合は、不都合が生じる可能性はどう考えますか。

**斎藤技師** 県、漁協が決めた案をそのままお伝えしている訳ではないですが、どうしても南で漁獲量、漁獲実績が多くなるので直近3年にするか、5年にするか代表者会議で話し合っている。

**議長** 要するに過去の漁獲実績にとらわれず漁業者間の話し合いで決めている、ということですね。他にありませんか。諮問案件ですので皆さん異論がないということ承認ということに回答したいと思います。

**【第5号議案】 小型いか釣り漁業の公示について（諮問）**      **《資料5》**

**議長** こちらにつきましても諮問案件ですので水産振興課のほうから説明をお願いします。

**加賀山課長** 資料5を御覧ください。諮問案件ですので諮問文を読み上げます。  
～諮問文読み上げ～

県外船の公示につきましては前回の委員会でも諮問しておりますが、大船渡の山火事の関係で皆さんにお諮りするものです。御審議のほど宜しくお願いします。

**伊藤漁業調整主査** 説明いたします。資料5の2ページを御覧ください。新旧対照表になっております。こちらは2月の海区で諮問し答申いただきましたが、申請期間の変更をお諮りするものです。

理由についてですが、令和7年3月5日に岩手県の担当者から、岩手県大船渡市内で発生した山林火災の影響により、申請予定の漁業者、所属漁協と連絡が取れない状況が継続しており、公示された申請期間内に申請書の提出ができない可能性があります。現行の申請期間である令和7年2月25日から3月25日までの1か月間の期間で申請できない可能性があるため、相談を受けたことが理由となります。

これを受けまして、現時点において災害救助法の適用を受けた大船渡市に根拠地を有する小型いか釣り漁業者が、変更できないことを考慮して、変更案のイのとおり別途申請期間を設け、令和7年3月26日以降から許可の有効期間終了日である令和8年4月30日まで、随時申請ができるようにするものです。

また、(3)備考アの許可の有効期間についてですが、こちらも申請期間に合わせて、例年通り申請される県外船は、令和7年5月1日から令和8年4月30日までの周年となりますが、この度、被災された岩手県の漁業者については、有効期間を令和7年5月1日又は許可日のいずれか遅い日から令和8年4月30日までとしております。

ちなみに、山形県が許可している岩手県の小型いか釣り漁業許可申請予定7隻のうち、現在の申請期間内に申請書の提出ができない可能性があるものは、大船渡市に根拠地がある3隻となります。

昨日、岩手県の担当者から連絡があり、昨日10時に市内全域の避難指示が解除になりましたが、被害状況の確認はまだこれからだということでした。

資料の3ページから4ページは、申請期間と有効期間を変更したものを反映した制限措置となります。

また、5ページは国の内閣府から公表されている災害救助法の適用についてです。

なお、申請期間等を別途設けることについては、昨年の令和6年能登半島地震の際にも同様に行っていることを申し添えます。説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**議長** 今の説明につきまして御質問、御意見ございましたら、お願いします。去年も能登の地震で変更等ありましたね。

無いようでしたら、こちらも諮問案件ですので、この内容で回答したいと思えます。

## 6 その他

**議長** これで予定された議事は終わりました。その他ということで皆さんのほうから何かありませんか。

最後に私のほうから一つ。視察で土曜日に石巻に行きました。石巻に4年前にオープンした津波伝承館がありまして、そこでみんなにおみやげを頂きました。避難用品のナップサック、その中には長期間保存できるゼリーが入っていました。なぜくれるのか、東北魂サンドウィッチマンの伊達さんの名前がありました。もしかするとサンドウィッチマンの寄贈かと思う。今石巻の津波伝承館に行くとこれらもらえる。

残念だったのは、4年前に出来た所だが、我々12名と他に3名以外、土曜日なのに人がいない。ちょっと寂しかった。そちらに行く機会があれば是非一度訪ねてみてもいいと思います。建物もとてもいいデザインで、屋根の高さがその時のその場所の浸水の高さ。床に金属でレールが敷かれている。それは3月11日、(午後)2時46分の屋根の日陰の線だそうです。モニュメントにしてありました。よくできた伝承館でしたので機会があれば行ってみてください。御紹介でした。

他にありませんか。それでは、事務局からお願いします。

**事務局** 第22期委員の任期は2025年3月31日までとなります。退任される委員には知事から感謝状が贈呈され、新規委員を含む第23期委員には辞令が交付されます。

感謝状贈呈式と辞令交付式は同日に県庁で開催される予定で、農林水産部水産振興課が調整を行っています。例年は4月下旬に開催されますが、新年度に知事の日

程が確定した後に日時が決定されます。日程が決まり次第、参加者に通知する予定とのことでした。

感謝状贈呈式および辞令交付式の後に、県庁の別の会議室で第23期の初回委員会を開催予定です。ただし、委員会の開催には、規程第7条第1項に基づき、委員の過半数の出席が必要であるため、事務局で事前に出欠確認を行い、開催について判断します。

ちなみに、2016年は、感謝状贈呈式および辞令交付式を県庁で行い、第21期初回委員会は翌週に庄内総合支庁水産振興課で開催しています。

出席者の皆様には、日程決定後の連絡をお待ちいただき、御出席をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**議長** 日程はいつ頃になりますか。

**伊澤水産行政主査** 申し訳ありません全くの白紙です。知事のスケジュールに合わせて県庁にお越しいただく事になりますが、全く申し上げることはありません。

**議長** 5月中にはできますか。

**伊澤水産行政主査** 4月の下旬になると思います。5月になることはないと考えております。4月下旬に必ず実施したいと考えておりますが、時間まではまだ言えません。火曜日とも限らない。そこは申し訳ありませんが。

**議長** 次回の日程ははっきりしないのですが、一応本日の委員会はこれにて終了させていただきます。皆さん御協力ありがとうございました。

上記のとおり第433回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和7年3月11日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄



委 員 飯塚 厚司



委 員 樋口 恵佳

